

# 所有権解除受付サービス

## 「マイナ免許証(マイナンバーカード)」での受付開始のお知らせ

お客様各位

日頃は弊社Webサイト「所有権解除受付サービス」をご利用いただきありがとうございます。

この度、マイナンバーカードと運転免許証が一体化された「マイナ免許証」の交付が**2025年(令和7年)3月24日(月)**から開始されます。

開始にともない「マイナ免許証(マイナンバーカード)」も、ご提出書類の一つとして追加させていただきます。

### ◆開始日

**2025年(令和7年)3月24日(月)～**

### ◆変更内容

#### 提出書類(本人確認書類)の追加

現在 : 運転免許証または印鑑証明書

3月24日～ : 運転免許証または印鑑証明書または**マイナ免許証**

#### 【提出書類(本人確認書類)】

現在



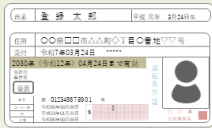
運転免許証

または



印鑑証明書

2025年(令和7年)3月24日～



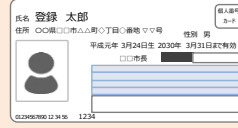
運転免許証

または



印鑑証明書

または



マイナ免許証  
(マイナンバーカード)

追加書類

マイナ免許証(うら面)

個人番号(マイナンバー)



※注意※

マイナ免許証(マイナンバーカード)のうら面には  
個人番号(マイナンバー)が記載されているため、  
絶対に提出をしないでください。

お客様に便利にご利用いただけるよう、今後も一層のサービスの改善を図ってまいります。  
引き続きご愛顧いただきますようお願い申し上げます。